

新型コロナウイルス等感染症対策に伴う施設開放の今後の対応

市内小学校及び中学校（旧大津留小・旧阿蘇野小を含む）

○7月23日（木）～ 通常通り一般の方への貸出を再開（下記利用条件を付する）

【対象施設】 屋内・屋外（グラウンド含む）全て

条件を付する理由は下記のとおりである。

- ・体育館の設備・備品については、感染症予防のために学校職員が翌日の授業に備えて夕方消毒をした状態で管理しており、その状態が担保される必要があるため。

《利用条件》

- 1) 各自事前に検温し、37℃以上の場合は原則参加しない。平熱が高い場合は団体責任者で判断。
- 2) 各団体による消毒液の持参及び手洗いや手のアルコール消毒の徹底。
- 3) 施設の利用1回ごとに、「学校施設使用記録簿（名簿・チェックリスト）」にて必要事項を確認し、記入・提出すること。
- 4) 感染症対策を講じること。
（3密の回避、大声で発声や歌唱を行わない、運動中以外のマスク着用、利用後の消毒等）
- 5) 利用場所等を勘案し、密集や密接な状況を避けられる比較的小人数での利用。
- 6) 参加者が不特定でないこと。

由布市教育委員会 教育総務課

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

TEL：097-582-1177（直通）

FAX：097-582-1245